

「環境正義(Environmental Justice)」概念の登場とその計画への導入状況*

Appearance of Environmental Justice and Introduction to Planning*

谷口守**・松中亮治***・山本悠二****

By Mamoru TANIGUCHI**・Ryoji MATUNAKA***・Yuji YAMAMOTO****

1. はじめに

近年、環境に関わる意思決定の場面で「環境正義(Environmental Justice)」という用語が散見されるようになってきた。ただ、その内容や実態は十分に研究されている訳ではない。一般的な概念整理としては、「環境正義」には人間中心的(anthropocentric)な視点と生態中心的(ecocentric)な視点の両極があり、その中間的なカテゴリーも含め、その考え方には幅があるとされている¹⁾。このうち前者の人間中心的な考え方として、「環境による恵みを万人が等しく受ける権利がある」という例があげられよう。また、後者の生態中心的な視点からは、「人間の活動による影響を生態系に及ぼすべきでない」という考え方もこの中に含まれよう。

一方、最近における現実の環境に関わる計画では、規範的な計画テーマの提示や合意形成の試みだけでは解決できない障害が数多く発生している。例えば、計画テーマに対する「アンチ・プランニング・ムーブメント」²⁾の発生や、表立っては障害を発生させない「社会的フリーライダー」³⁾の存在などは、そのような障害の典型例といえることができる。また、近年顕著になりつつある過剰な競争主義や成果主義に基づく弱者や地方の切り捨てなど、公平性の議論を避け、数字として扱いやすい効率性にのみ着目した行為がもたらした結果と思われる問題も数多い。上記した「環境正義」の幅広い定義に基づけば、このような新しい諸課題に対し、「環境正義」を規範として導入した計画プロセスは効果的な「説得の論理」、もしくは「規制の論理」を提示という見方があるかも知れない。

一方で、「正義」というタームの中には論理を超えて相手に物事を強要する、いわゆる「押し付けがましき」も含まれかねない。また、「これが正しいからよいのだ」という思考に落ち込めば、考えなければならない所で考えないことを正当化してしまう「思考停止」の道具

*キーワード：環境計画、計画基礎論、地域計画

**正員、工博、岡山大学大学院 環境学研究科

(岡山市津島中3-1-1 Tel. Fax. 086-251-8850)

***正員、博(工)、岡山大学大学院 環境学研究科

(岡山市津島中3-1-1 Tel. Fax. 086-251-8921)

****学生員、岡山大学大学院 環境学研究科

としての危険性も有している。使用の方法によっては、まさに両刃の剣となる概念といえることができる。

以上のような環境正義に関する期待と懸念の記述は筆者の類推の域を出ず、その中身はまだ全く不確かである。これからの諸計画に対してこの概念を導入するとしても、その議論のための十分な材料や情報が全く整理されていないというのが現状である。また、どこかで何らかの意図でこの概念が導入された際、それに対する準備は計画学の分野ではまだ何もなされておらず、非常に無防備な状態にあるといえる。すなわち、現段階で客観的に収集できる可能な限りの情報を早急にとりまとめることで、計画において発生しうる諸リスクの回避と、今後の計画においてこの新しい概念とどのように向き合うべきかについて考究することが本研究実施の意義である。

具体的には、本研究では最近計画の領域に登場しつつある「環境正義」という用語が、どのような内容と意図を持って実際に使用されるようになってきているか(実像)をまず明らかにする。さらに、「環境正義」という価値判断がどのような形で現実導入されはじめているかを計画プロセスの体系に沿った形で調査する。これら具体的な試みからの抽出を通じて、今後関連してどのような注意が必要なのかを言及することまでを目的とする。前者の分析についてはネットを通じた情報収集、後者については、各国の学術専門誌に基づく情報に主に依拠することとする。また、英語圏と日本を分析対象とした。

2. 「環境正義」の実像

(1) 米国型「環境正義」の論点

まず、「Environmental Justice」という用語が広く使用されている米国に着目して検討を行なう。

米国では市民生活がより便利で豊かになった反面、環境問題が深刻になるという現代社会における典型的な矛盾が生じている。特に、特定の社会、文化、民族集団や人種がこの被害をより多く受けてきた事実があるが、その実態は着目されてこなかった。具体的には、有害廃棄物施設、農薬散布、自然資源開発などに起因する問題を受けたマイノリティや、関心を持つ研究者たちによって運動が展開され始めた。その流れは 1990 年代以降、「環境正義」という名称で大きく取り上げられるように

なった⁹⁾。

転機となったのは、クリントン大統領が 1994 年に発令した行政命令 12898 号⁹⁾で、連邦政府諸機関が上記の概念に基づく「環境正義」に配慮することとなった。同時に、環境保護庁内には環境正義事務局が開設され、全米環境正義諮問評議会も新たに創設された。現在、例えば、米国運輸省では「環境正義」を考慮して計画を立てることは重要任務としている。少数派人口と低収入の人口が、経済影響を含む健康と環境影響の不相応を回避する、または軽減することが挙げられている。

以上のように、米国では既に「環境による恵みを万人が等しく受ける権利がある」という人間中心的な観点から、中央政府レベルで「環境正義」を推奨するに至っている。また、環境計画系の国際会議等において公表されている近年の論文等⁹⁾でも、同様の観点から「環境正義」の考え方、経緯に関して整理がなされている。また、この 1～2 年の間に環境正義を主題とした著書も急激に増えている。代表的なものだけでも、交通サービスの享受に関する不公平に着目したもの⁷⁾、環境正義の実効性に関する整理⁸⁾、関連する様々な試み⁹⁾、持続可能な社会の要素としての環境正義¹⁰⁾といった取り組み例が見られる。

(2) ネットサイトに着目した実態分析の方法

さらに、ここでは「環境正義」という用語が実際にどのように社会の中で利用されているか、その実像を客観的に明らかにするため、より広範に情報を収集することができるとネットサイトに着目した実態分析を行った。この手法は政府だけでなく NGO や市民レベルでの重要な導入事例を把握することが可能であり、また結果を定量的

表-1 検索内容

検索方法	日本語検索	英語検索
	いずれかのキーワードを含む	
キーワード	「環境正義」「環境公正」「環境正義」「環境公正」	「Environmental Justice」
検索対象とする言語	日本語	英語
検索対象とする形式	すべての形式	
ページ限定/新日の選択	指定なし	
検索対象とする箇所	ページ全体	
検索対象とするサイト/ドメイン	なし	
対象とする範囲	2004年11月8日の検索結果を上位100件	2004年12月3日の検索結果を上位100件

表-2 ネットサイトの分類軸

分類軸	分類軸の意味と項目
① 主体	その情報の発信者: 公的機関、NGO・NPO、研究所および研究者など
② 形式	その内容: 論文、報告書、広告など
③ 視点	基本的価値観: 公平性、効率性など
④ 主たる分野	使用されている分野: 社会的公平、環境保護など
⑤ ターゲット	誰に対して使用しているか: 公的機関、一般市民など
⑥ 意図	使用する意図: 自らの考えを主張するため、健康や安全を守るためなど

に提示することで、社会的背景や社会的要求をふまえたより客観的な分析を実施できるという狙いがある。具体的には日本語、英語の 2 言語を対象に、インターネット検索を通じて得られた「環境正義」に関連するサイトの内容を詳細に検討することとした。

なお、インターネット検索エンジンは Google を使用した。その理由は次の 2 点である。1) PageRank という原理 (その Web ページが外部からどの程度リンクされているかによってページの重要性を判断し、そのページにリンクしている外部ページを自動的に順位付ける) に従い、重要性の高いサイトを抽出できる。2) 検索エンジンのシェアが 50% 以上で世界一であり、一般的な傾向を知ることが可能となる。

具体的には、表-1 に示す方法に基づき、日本語、英語でキーワードに反応するサイトをそれぞれ PageRank の高い順に上位 100 件まで抽出することとした。なお、日本語では「環境正義」の他に、「環境的正義」、「環境公正」、「環境的公正」という用語も同義とみなして抽出を行った。また、英語については「Environmental Justice」という用語で検索を行っている。

(3) 実態分析の結果

先述したように、日本語、英語それぞれ上位 100 件の検索結果について、その内容を確認し、「環境正義」の中身についてその具体的な意味のとれるサイト (日本語 77、英語 94) について詳細な検討を行ったところ、以下の傾向が明らかになった。

1) 英語サイトについては、ほぼ全部が米国に関わる内容と判断され、94 件のうち 85 件 (90%) が社会的不公平に関わる「環境正義」を対象としたサイトであった。また、そのうち 61 (65%) のサイトが (1) で述べたマイノリティに対する問題を明記していた。

2) これに対し日本語サイトでは、77 件のうち 64 件が社会的不公平を扱っており、38 件 (49%) のサイトがマイノリティに対する「環境正義」を扱っていた。ただ、そのほとんどは米国の事例等を紹介する内容であり、うち 10 件は大学の講義内容やシラバスであった。以上より日本語では自分のものではない環境正義の「教育」や「紹介」に偏った構成になっていることが示された。

さらに、表-2 に示す 6 種類の分類軸をクロスさせることで詳細な検討を行った。表-3、4 に結果の一部を例示し、これらの結果を総合すると、下記のようなことも明らかとなった。

1) 日本語では研究や出版ベースでの扱いがほとんどなのに比較し、英語では NPO、NGO が情報発生源となっており、「環境正義」という用語の使用実態は両者で全く異なる。

2) 特に英語サイトでは、NPO などによる「健康状態や

生活の質に影響する人種や収入の差」に着目したサイトが数多く存在し、それらを是正するための意思決定支援システムの提供も見られた。

3) また、米国の NPO は財団などから資金援助を受け、地域社会や計画の場面で日本と比較して大きな影響力を持つものが多い。このような NPO の実力差が HP 上にあらわれたと考えられる。

4) 日本語の NPO サイトの中には法律家が集まって生態中心的な観点から、法体系を改善していこうという特長的なサイトも存在した。

5) ただ、全体的な傾向としては、日本語、英語とも上記したように、人間中心的な視点のうち、人種差別的視点に基づくものが中心で、生態中心的な視点にたつものはごく少数であった。米国の都市・居住に関する不公平という視点にたつ課題では、人種問題に関わる事項が多いという社会的背景、社会的要求に対応する形で、このように環境正義概念が普及したといえることができる。

3. 計画プロセスにおける展開

次に、このような「環境正義」という考え方が計画のプロセスの体系の中で実際にどのように取り入れられようとしているか、その現状を整理する。具体的には計画プロセスの各段階である(1)支援、(2)決定、(3)執行といったそれぞれのステージでの取り組みの現状を広範に調査する。実際の調査手法としては、上記のネット検索の結果に加え、米国・英国のプランニング分野で中心的な役割を果たしている米国 Journal of the American Planning Association 誌、英国 Town & Country Planning 誌を中心に計画分野の文献において最近 10 年間の関連記事を網羅的に検討した。

(1) 支援

主に米国で議論となっているような、社会的な不公平に関わる環境正義問題を是正するためには、どこでどのような不公平が発生しているかを客観的に明らかにできる支援システムが必要となる。現在米国ではこのようなニーズに応えるため、複数の意思決定支援システムが提供されつつある。その中で代表例は一般市民の誰もがネットを通じてアクセスできるスコアカード(Scorecard)と呼ばれるシステムである¹⁴⁾。これは GIS を援用し、全米の郡単位において人種や収入の違いで環境負担の差がどれだけ存在するかを定量的な数値で明示するものである。ZIP コードを入力すると、図-1 のように人種・民族、収入、教育、職種、持ち家の有無といったカテゴリーごとに環境面での負担がグラフで示されようになっている。この図では

表-3 サイトの内容分類 (主体×意図)

		日本語サイトの主体(計77)					英語サイトの主体(計94)				
		(大学の機関)	NPO	研究者	一般人	出版社・その他	(大学の機関)	NPO	研究者	一般人	出版社・その他
意図	自らの考えを主張するため	0	6	7	1	2	1	27	2	0	1
	健康や安全を守るため	0	4	4	1	0	4	36	10	0	0
	戦争や争いをなくすため	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0
	販売促進のため	0	1	0	0	11	0	1	0	0	3
	環境正義を紹介するため	0	1	21	2	2	0	1	0	0	0
	不明	2	0	4	1	2	0	3	1	0	4

表-4 サイトの内容分類 (主体×主たる分野)

		日本語サイトの主体(計77)					英語サイトの主体(計94)				
		(大学の機関)	NPO	研究者	一般人	出版社・その他	(大学の機関)	NPO	研究者	一般人	出版社・その他
主たる分野	社会的な不公平	2	7	34	5	16	4	64	12	0	5
	環境保護	0	3	0	0	1	0	3	1	0	1
	戦争・軍事	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	2	2	0	0	1	1	0	0	2

「有毒化学物質」「大気汚染に伴う癌リスク」、「大気汚染に影響する施設」等の諸指標を例とした。

また、ZIP コードを使用せずに特定の環境問題の選択から図-2 のように地図情報を表示することも可能である。例えば、米国の有害化学物質排出目録 (TRI ; Toxic Release Inventory) データをもとにした、有害物質排出量の上位事業所ランキングや環境問題別の地図による汚染状況を閲覧できる。特に環境汚染の水準を白人と有色人種の居住地に分けて情報提供することで、効果的な意思決定支援を行っている。なお、この仕組みは地域別の統計情報を特定の分類に応じて提供するシステムであり、それ自体は特殊なものではない。

なお、このようなシステムは人間間の公平性の議論にしか使用できないというものではなく、自然情報もシステムに組み込むことで、生態中心型の「環境正義」に関する支援システムとしても拡張することが可能といえる。さらに、わが国においても、公共事業計画評価の際に、大都市圏と地方の格差の問題を正確に把握し、評価項目間にもどのようなウェイト付けを行うかを判断するために

このような支援システムを導入することの意義は大きいと考えられる^{12),13)}。ただ、これらは上述したようにわが国では米国のような「環境正義」の概念に依拠しなくとも、実現は可能な事柄である。

(2) 決定

現在「環境正義」を論拠とした計画決定システムとして、英国の法律家の間では環境法廷 (Environmental Tribunals/Court)) の導入が提案されはじめた。英国では同意できない計画決定に対しては、直接法廷に訴えるのではなく、まず第三者機関 (インスペクトレート) に異議申し立て (appeal) を行なう制度が採用されている。これは数多くの訴訟案件がいきなり裁判所に回ることを

防止するシステムということができる。しかし、この申し立ての増加と環境に関する案件が増加している現状から、環境法廷の導入が検討されている¹⁴⁾。環境関連法の発達が著しく、既存の法廷ではその変化についていけず、現状では十分に反映できていない。また、異議申し立ても多岐にわたり複雑になっている。図-3 に示すように「環境法廷」が導入されると、環境に関する異議申し立ては「環境法廷」が助言、勧告、サービス提供といった形で関与することとなる¹⁵⁾。また、専門的な知識を有するため、効率的な問題解決が期待されている。なお、議論の経緯を見る限り、計画分野の専門家からの提案というより、法律の専門家サイドからの提案であり、それぞれの守備範囲が明確に線引きできる性格のものでないこ

• Distribution of Environmental Burdens in SAGINAW County

DISTRIBUTION OF BURDENS BY RACE/ETHNICITY

Releases of Toxic Chemicals	(indicator of chemical releases)	Ratio
People of Color	200000	3.64
Whites	55000	
Cancer Risks from Hazardous Air Pollutants	(added risk per 1,000,000)	Ratio
People of Color	220	1.38
Whites	160	
Facilities Emitting Criteria Air Pollutants	(facilities per square mile)	Ratio
People of Color	4.4	3.67
Whites	1.2	

DISTRIBUTION OF BURDENS BY INCOME

Releases of Toxic Chemicals	(indicator of chemical releases)	Ratio
Low Income Families	160000	2.39
High Income Families	67000	
Cancer Risks from Hazardous Air Pollutants	(added risk per 1,000,000)	Ratio
Low Income Families	200	1.18
High Income Families	170	
Facilities Emitting Criteria Air Pollutants	(facilities per square mile)	Ratio
Low Income Families	3.3	2.36
High Income Families	1.4	

図-1 サギノー郡 (ZIP コード 48663) における環境負担の配分

(出典: 参考文献 11 より転記)

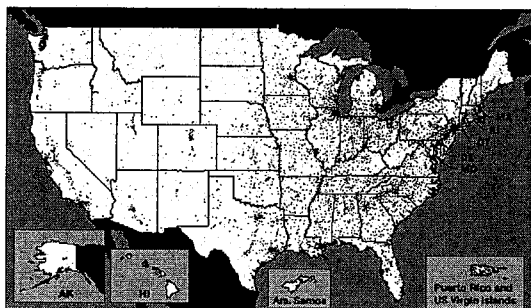


図-2 スコアカードホームページの地図情報
(Toxic Chemical Releases に関して)

(出典: 参考文献 11 より転記)

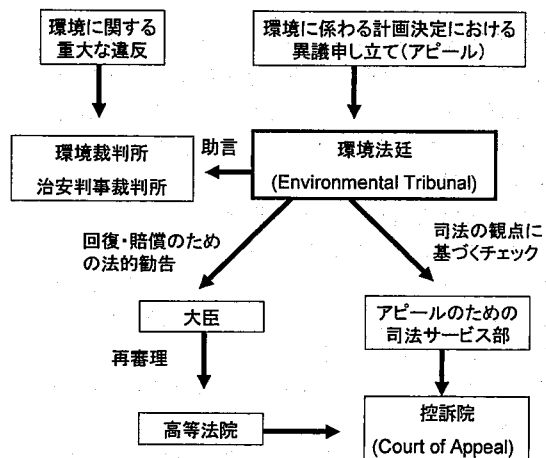


図-3 環境法廷導入に伴う新たな業務内容
(出典: 参考文献 15 より作成)

とから、導入までにはまだ多くの議論を要することと予想される。

(3) 執行

「環境正義」を論拠とした執行機関の導入が既に試みられている国も存在する。その典型例は環境警察 (Environmental Police) である。例えば、英国では不法投棄や落書きなど環境を汚す問題が深刻で、被害額も非常に多い。その反面実地法廷で裁かれる件数は少なく不満が高まっている。環境法廷などが存在しない一般的な状況下では、法廷レベルでの解決よりは環境警察の導入で取締りを強化することの必要性が説かれている状況にある¹⁶⁾。このような環境警察は既に、オランダ¹⁷⁾、台湾¹⁸⁾、ブラジル¹⁹⁾などで導入されている。例えば、台湾の環境警察は1997年に設立され2002年1月までの2年半では422件の廃棄物や不法投棄の事件を処理している。以上のように、環境警察は一般の警察が本来行なう業務のうち環境上の重大な違反に対して執行力を有する組織ということができる。業務活動内容としては、一部の者が環境に対して損失を与えることを通じ、不当な利益を得ようとするを取り締まるものである。このような行為は社会的公平性の確保のための方策であるといえ、環境正義を規範とする社会組織の範疇に含められると解釈できる。組織的な不法投棄など環境に対する重大な違反行為が頻発する社会においては、このような環境正義の理念に立脚した迅速で強力な取り締まりを行う組織の設立も解決の対策の一つに挙げられよう。

4. おわりに

本研究で示したように、「環境正義」の実像はまだ確定したものがあるとはいえない。特に各国が抱える課題に応じ、その姿を変えて解釈されているというのが実情であることを初めて整理することができた。計画プロセスの体系に従って整理を行った。それらは互いに点在する形での機能しか有しておらず、まだ有機的に相互に関係しているというわけではない。すなわち、環境正義自体が体系的な形で計画を構成する段階には至っていないことを明らかにした。また、そのような状況下にあるながらも、計画プロセスの新しい道具を導入するための論理として、各所で既に活用されつつあることも同時に明らかになった。

また、本研究の分析結果だけから、特定タイプの環境正義を計画論としてわが国に導入すべきだという見解を筆者は主張する意図はない。各導入事例において、適用対象は法律システムの改変から人種差別、生物保護に渡るまで実に多岐であり、すべての事例が内容的に相違しているといっても差し支えない。これだけの事例からそ

の必要性、効果、可能性を責任を持って論証することは不可能であることをまず認識する必要がある。ただ、確実に明らかになった成果として、環境正義概念を用いている主体はそれぞれの社会的背景や社会的要求に応じてそれぞれの都合で用いているということであり、それが唯一の共通点ともいえる。また、人間中心的な視点にたつ取り組みがほとんどで、生態中心的な取り組みがほとんどなかった事も全体を通しての共通点だった。生態中心的な取り組みの詳細やそのあり方については、重要な課題であるため別途その検討を実施しているところである²⁰⁾。

検討の結果、「環境正義」は人類・地域および生態系に対する「一般的(普遍的)な利益」として主張され得る要素を内含していることが示された。同時に、我々は「どのような利己主義者も自己の特殊な利益を一般的な利益として主張する」²¹⁾ということも注意し、「環境正義」の名のもとに「正当化」されることは何なのか、常に批判的な視点から吟味を行うことが求められよう。

また、現在日本で「環境正義」という用語が使用される場合、そのほとんどは外国からの「借り物」であることが定量的に示された。しかし、そのことはわが国に人間間の公平性を配慮する「環境正義」的な視点が元来備わっていなかったという事を証明するものではない。地域や社会の中でかつては普遍的に存在し、名前すら与えられなかった概念が時代の変節とともに減耗した結果、外部からの刺激として改めて論理として認知され始めていると考えることは不自然ではない。本研究の分析結果に基づく限り、筆者の見解として新たに環境正義に基づく計画論を新たに積極的に展開するのではなく、これを契機として我々が現在までに公平性を確保するためにどのような方策を行ってきたかを見直す機会にすべきであると考えている。

最後になったが、本研究を進めるにあたってワシントン大学(シアトル)のDonald Miller教授との議論を通じ、新たな研究展望を得た。また、発表会の場において近畿大学三星昭宏教授、岐阜大学高木朗義助教授より有益なコメントをいただいた。記して謝意を表す。

参考文献

- 1) Boucher, D. and Kelly, P. (飯島・佐藤訳者代表): 社会正義論の系譜, ナカニシヤ出版, 2002.
- 2) 谷口守: アンチ・プランニング・ムーブメント (APM) にみる計画排除の発想と論理, 土木計画学研究・論文集, Vol. 21, No. 1, pp. 91-94, 2004.
- 3) 谷口守: 「社会的フリーライダー」と「コミュニケーション・プロセスの限界」に配慮した第3者機関導入の方向性, 土木学会論文集, IV-56, pp. 3-11, 2002.

- 4) 戸田清:環境の公正を求めて, 新曜社, 2002.
- 5) U.S. Environmental Protection Agency: The President executive order 12898 of Feb. 11, 1994. (<http://www.epa.gov/history/topics/justice/02.htm>)
- 6) たとえば Miller, D.: Measuring environmental justice, -The third dimension of sustainable development-, the 6th International Symposium on Urban Planning and Environment, 2004.
- 7) Lucas, K.: Running on empty, -Transport, social exclusion and environmental justice-, The Policy Press, 2004.
- 8) Pellow, D. and Brulle, R.: Power, justice, and the environment, -A critical appraisal of the environmental justice movement-, The MIT Press, 2005.
- 9) Bullard, R.: The quest for environmental justice, Sierra Club Books, 2005.
- 10) Agyeman, J.: Sustainable communities and the challenge of environmental justice, New York University Press, 2005.
- 11) Scorecard ホームページ: <http://www.scorecard.org/index.tcl>
- 12) たとえば, 国土交通省道路局, 費用便益分析マニュアル(案)に対するパブリックコメント, <http://www.mlit.go.jp/road/ir/pc/pc2.html>
- 13) たとえば, 松中亮治・谷口守・青山吉隆・舛岡田渡史: 高規格幹線道路網整備計画における段階的整備プロセスの評価, 土木学会論文集, pp.13-26, No. 793, 2005.
- 14) Town and Country Planning Association: The Journal of the Town and Country Planning Association, November 2003 Vol. 72, No. 10, pp. 305-307, 2003.
- 15) Centre for Law and the Environment, UCL Laws: <http://www.ucl.ac.uk/laws/environment/tribunals/>
- 16) Manchester Online: http://www.manchesteronline.co.uk/news/s/116/116362_call_for_environmental_police.html
- 17) Amsterdam.nl: <http://www.amsterdam.nl/asp/get.asp?ItmIdt=00001222&SitIdt=00000005&VarIdt=00000002>
- 18) Taiwan Headlines: EPA trains more 'environmental police', <http://www.taiwanheadlines.gov.tw/20020108/20020108s1.html>
- 19) Tierramerica 'Green' Police - A rare species in Latin America: <http://www.tierramerica.net/english/2002/0616/iarticulo.shtml>
- 20) 山本悠二・谷口守・松中亮治: 人間の好き嫌いと地域特性が生物種保全に及ぼす影響, 土木計画学研究・講演集, No.34, 2006. (投稿中)
- 21) 三木清: 人生論ノート(全集第1巻) 岩波, p. 295, 1966.
- 22) Nash, R. (松野弘訳): 自然の権利, ちくま学芸文庫, 1999.
- 23) Shrader-Frechette, K.: Environmental justice creating equality, reclaiming democracy, Oxford University Press, 2002.

「環境正義(Environmental Justice)」概念の登場とその計画への導入*

谷口守**・松中亮治***・山本悠二****

「環境正義(Environmental Justice)」という用語が, 計画関連する分野で最近かなり一般的に用いられている。しかしその反面, その内容や定義自体ははっきりしていないというのが実情である。本稿では, ウェブ検索および関連専門書の文献調査に基づき, 実際に環境正義という概念がどのように使われ, 計画に取り込まれているかを明らかにする。分析の結果, 米国においては人間間(人種間)の公平性・平等性を実現するための主概念として使用されていた。また, いくつかの国では, 既に環境正義概念に立脚する様々なツールや仕組みが導入されつつある。米国のスコアカード, 英国の環境法廷, その他にも既にいくつかの国で導入されている環境警察を取り上げ, その内容と実態について計画プロセスの体系に沿った整理を行った。

Appearance of Environmental Justice and Its Introduction to Planning*

By Mamoru TANIGUCHI**・Ryoji MATUNAKA***・Yuji YAMAMOTO****

Though the word *Environmental Justice* has become popular in the field of planning, its meaning and definition remain unclear. This paper is intended to clarify the reality of Environmental Justice based on web search and philological analyses. Results clarify that, in the U.S., it has come to mean equality among different ethnic groups among most cases. Several countries already have planning tips and systems based on the concept of Environmental Justice. Score Cards in the U.S., Environmental Tribunals in UK and Environmental Police in a few countries are typical examples.
